

ページ	該当箇所		訂正内容
23	表 3-6 建築計画 3 (設問 2) の出題項目 「筋かいの断面検定」 に関する判定	誤	R6 再検定の「☆」を削除
		正	R6 に「☆」を追加
176	令和 6 年 一級考査B 建築計画 2(解答例) 8 容積率 (は)	誤	・昇降機の昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は算入しない。 昇降機の昇降路の部分 $(9.00 \text{ m}^2 \times 6) + (4.00 \text{ m}^2 \times 2) = \underline{62.00 \text{ m}^2}$
		正	・昇降機の昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は算入しない。 昇降機の昇降路の部分 $(9.00 \text{ m}^2 \times \underline{5}) + (4.00 \text{ m}^2 \times 2) = \underline{53.00 \text{ m}^2}$
177	令和 6 年 一級考査B 建築計画 2(解答例) 8 容積率 (は)	誤	・計画延べ面積 $3,041 \text{ m}^2 - 180 \text{ m}^2 - 12 \text{ m}^2 - \underline{62 \text{ m}^2} - 239 \text{ m}^2 = \underline{2,548.00 \text{ m}^2} < 2,827.20 \text{ m}^2$
		正	・計画延べ面積 $3,041 \text{ m}^2 - 180 \text{ m}^2 - 12 \text{ m}^2 - \underline{53 \text{ m}^2} - 239 \text{ m}^2 = \underline{2,557.00 \text{ m}^2} < 2,827.20 \text{ m}^2$
389	令和 7 年 二級考査 A No.6 根拠条文等	誤	令第 <u>138</u> 条の 18
		正	令第 <u>137</u> 条の 18
429	令和7年 二級考査B 建築計画1(解答例) 4建築物の各部分の高さ等(は)	誤	・ポーチ庇の <u>煙面</u> 道路… 3 北側高さ制限 … ・高さの限度 $(3.4\text{m} + 1.6\text{m}) \times 1.25 + 5\text{m} = \underline{11.25\text{m}}$ ・計画高さ $8,520 \geq \underline{6.75\text{m}}$ (限度) により適合
		正	・ポーチ庇の <u>前面</u> 道路… 3 北側高さ制限 … ・高さの限度 $((\underline{1.6\text{m}} - 0.5\text{m}) + 4\text{m}) \times 1.25 + 5\text{m} = \underline{11.375\text{m}}$ ・計画高さ $8,520 \underline{\leq} \underline{11.375\text{m}}$ (限度) により適合

446	令和7年 二級考査B 建築計画 2(解答例) 17 階段の幅	誤	(ろ)(は)(に)欄及び参考 削除										
		正	<p>【(ろ)欄】 ○</p> <p>【(は)欄】 ・直上階の居室の床面積の合計が 88.83 m²のため、令第 23 条表中(一)から(三)に掲げる階段以外のものとして 75cm 以上が必要である。 ・計画建築物の屋外階段の幅は 80cm\geq75cm(制限)であり、適合。 よって、適合</p> <p>【(に)欄】 法第 36 条 令第 23 条第 1 項</p> <p>【解説】 廊下の幅は、令第 23 条に技術基準が規定されている。</p> <table border="1"> <tr> <td>(一)</td> <td>小学校における児童用</td> <td>140cm 以上</td> </tr> <tr> <td>(二)</td> <td>中学校、高等学校における生徒用 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が 1500 m²超 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 における客用</td> <td>140cm 以上</td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>直上階の居室の床面積の合計が 200 m²を超える地上階 居室の床面積の合計が 100 m²を超える地階</td> <td>120cm 以上</td> </tr> <tr> <td>(四)</td> <td>(一) (二) (三) 以外のもの</td> <td>75cm 以上</td> </tr> </table> <p>令 23 条ただし書の記述については、「屋外階段の幅は、第 120 条又は第 121 条の規定による直通階段にあつては 90cm 以上、…とすることができる。」であり、表第四号の場合における階段の幅を否定するものではない。</p>	(一)	小学校における児童用	140cm 以上	(二)	中学校、高等学校における生徒用 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が 1500 m ² 超 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 における客用	140cm 以上	(三)	直上階の居室の床面積の合計が 200 m ² を超える地上階 居室の床面積の合計が 100 m ² を超える地階	120cm 以上	(四)
(一)	小学校における児童用	140cm 以上											
(二)	中学校、高等学校における生徒用 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が 1500 m ² 超 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 における客用	140cm 以上											
(三)	直上階の居室の床面積の合計が 200 m ² を超える地上階 居室の床面積の合計が 100 m ² を超える地階	120cm 以上											
(四)	(一) (二) (三) 以外のもの	75cm 以上											
452	令和7年 二級考査B 建築計画 3 (構造審査)(解答例) Rt の数値(ろ)(は)	誤	<p>【(ろ)欄】 ○</p> <p>【(は)欄】 ・以上より、「構造計算書」表 A における、<u>Rt の数値は適切である。</u></p>										
		正	<p>【(ろ)欄】 ×</p> <p>【(は)欄】 ・以上より、「構造計算書」表 A における、<u>Rt の数値は 0.95 であることから、不適切である。</u></p>										

465	令和6年 二級考査B 建築計画1(解答例) 1 建蔽率(は)		<p>・計画建築面積 $(2.15\text{m}-1\text{m}-1\text{m}) \times (2.4\text{m}-1\text{m}) + 2\text{m} \times 2\text{m} + 7\text{m} \times 6\text{m} + 8\text{m} \times 8\text{m} = 110.21 \text{ m}^2 < 114.8 \text{ m}^2$ (限度)により適合</p>
		追記	<p>・計画建築面積 $(2.15\text{m}-1\text{m}-1\text{m}) \times (2.4\text{m}^*-1\text{m}) + 2\text{m} \times 2\text{m} + 7\text{m} \times 6\text{m} + 8\text{m} \times 8\text{m} = 110.21 \text{ m}^2 < 114.8 \text{ m}^2$ (限度)により適合</p> <p><u>※ポーチ屋根先端から建物の壁面までの寸法(2.4m)ではなく、外壁の中心線までの寸法とすべきですが、「略設計図」で正確な寸法が読み取れないため、法適合判定上支障がない範囲と判断し、この数値を採用しています。</u></p>